

株式の分割に関する取締役会決議公告

株主各位

平成16年2月19日

京都市東山区福稲上高松町11番地



株式会社 松風

取締役社長 太田勝也

平成16年2月18日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成16年5月20日（木曜日）付をもって、次のとおり普通株式1株を1.5株に分割する。
 - 分割により増加する株式数
 - 分割の方法
- 配当起算日
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

普通株式 5,371,363株

平成16年3月31日（水曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき1.5株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生ずる1株未満の端数株式は、これを一括売却または買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。

平成16年4月1日（木曜日）

以上

お知らせならびにご注意

- (1)株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1単位（1,000株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
- (2)実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成16年5月20日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
- (3)株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成16年5月20日にお届出ご住所にお送り申しあげる予定でございます。
- (4)単元未満株式の買取りは、平成16年5月20日からお取扱いいたします。
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

名義書換代理人

事務取扱場所

（郵便物送付先）

（電話照会先）

同取次所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10

住友信託銀行株式会社 証券代行部

（住所変更等用紙のご請求） ☎0120-175-417

（その他ご照会） ☎0120-176-417

住友信託銀行株式会社 全国各支店